

新型コロナウイルス感染症対策検討協議会運営要綱

(総則)

第1条 この要綱は、横須賀市議会委員会規則（平成14年12月20日制定。以下「規則」という。）第34条の3第2項の規定に基づき設置する新型コロナウイルス感染症対策検討協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る市の対策について協議すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る市議会の対応について協議すること。

(設置期間)

第3条 協議会の設置期間は、新型コロナウイルスの感染が収束するまでとし、協議会で協議のうえ決定する。

(組織)

第4条 協議会は、議員を委員として組織する。

- 2 協議会の委員は、各会派の議員のうちからそれぞれ選出された1人をもって組織する。ただし、次条第1項の規定により委員長及び副委員長（以下「委員長等」という。）が選任された後に、委員長等に選任された委員の属する会派の他の議員のうちから、さらに1人を委員として選出するものとする。
- 3 委員の任期は、協議会の設置期間とする。ただし、委員の交代は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に、委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その委員の属する会派の他の議員を代理人として出席させることができる。
- 3 前項の代理人は、会議において委員の権限を有し、その出席は、委員の出席とみなす。
- 4 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(オブザーバー)

第7条 会派に属さない議員のうちから選出された1名は、オブザーバーとして会議に参加することができる。

2 オブザーバーの発言については、協議会の許可を得なければならない。

3 オブザーバーは、委員に準じて出席の義務を負うものとする。

(報告)

第8条 委員長は、結論が得られた事項については、議長及び議会運営委員会に報告するものとする。

(会議の記録)

第9条 会議の記録については、規則第40条から第42条までの規定を準用する。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、市議会事務局議事課において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は委員長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年5月7日から施行する。